

求人募集主の皆様へ 「固定残業代」に関するお願い

改正青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）が2015年10月1日から施行され、時間外・休日労働や深夜労働の一定時間分を固定残業代として支払う制度（固定残業制）を採っている事業主は、募集・採用にあたって固定残業代に関する労働時間数、金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働や休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことを明示することが義務化されました。公益社団法人全国求人情報協会（全求協）の会員となっている求人メディアでは、この法令の趣旨に沿って以下の①～③の記載をお願いすることとし、固定残業制を採っている求人事業主にご理解・ご協力をいただくために、必ずこの書面をご提示することとしております。

求人広告の給与において固定残業代を含む金額を表示する場合、※1

- ①固定残業代の金額
 - ②その金額に充当する労働時間数
 - ③固定残業代を超える労働を行った場合は追加支給する旨※2
- の記載をお願いします。

※1 給与金額に含まず手当として表記する場合も同様です

※2 求人情報誌や折込求人紙の広告スペースに制限がある場合は担当営業にご相談ください。

●参考 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置－1－1－ハ 抜粋）

青少年が応募する可能性のある募集又は求人について、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

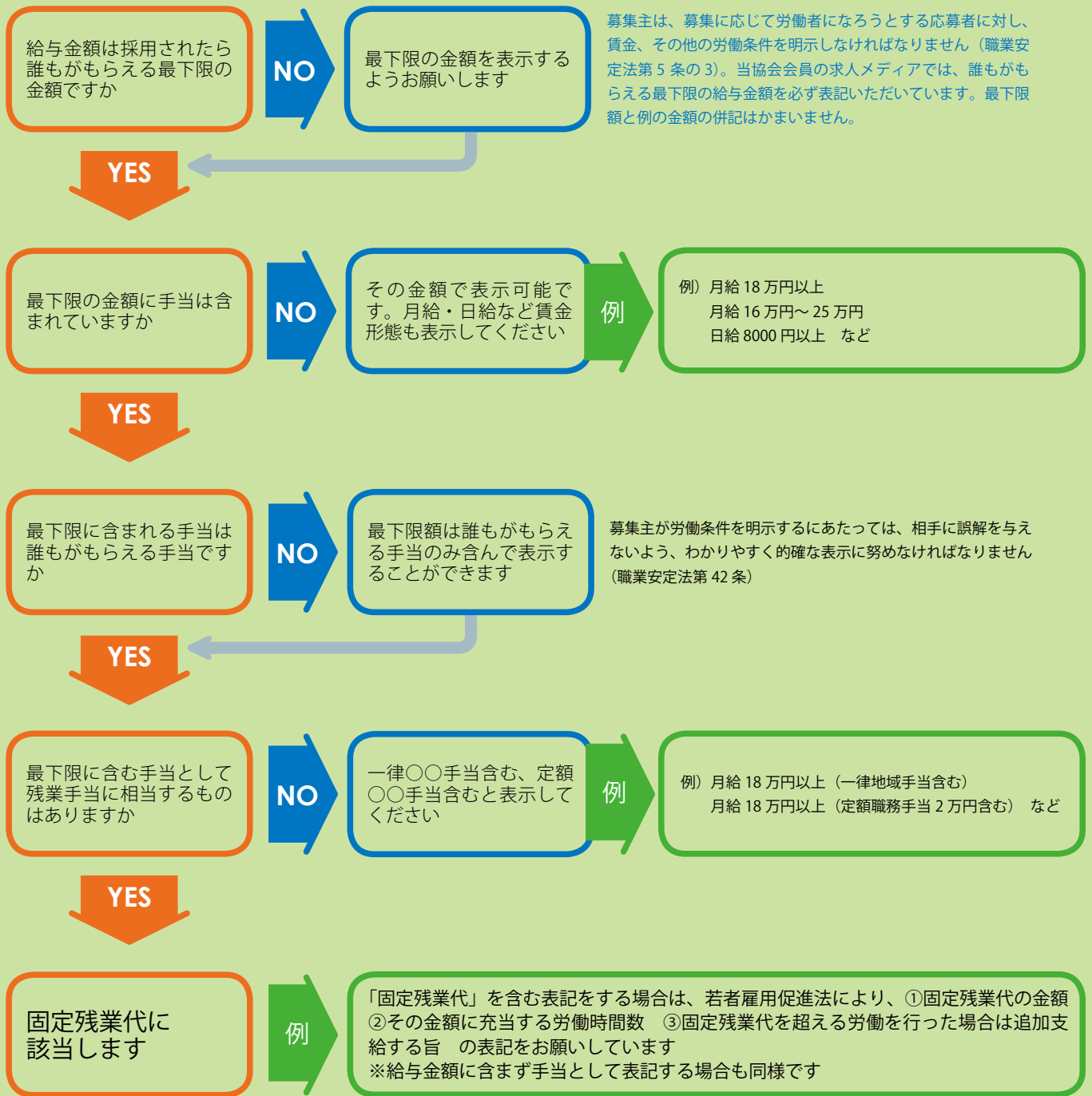
貴社担当

公益社団法人全国求人情報協会 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-9 雄山閣ビル3階 www.zenkkyukyo.or.jp

●正会員 北海道/エスタ、ヒューマンリンクス、北海道アルバイト情報社 山形県/アイン企画、青陵社 栃木県/ビジュアル 群馬県/求人ジャーナル 千葉県/千葉キャリ 東京都/アイ・キュー、アイデム、アクセスヒューマネクスト、アクト・テクニカルサポート、アルバイトタイムス、イフ、インターワークス、インディバル、インテリジェンス、エン・ジャパン、廣済堂、ジェイ・ブロード、人材ドラフト、ダイヤモンド・ヒューマンリソース、ディスコ、ディップ、ピーエイ、プロフェッショナルメディア、文化放送キャリアパートナーズ、マイナビ、ユメックス、リクルートキャリア、リクルートジョブズ、リス 新潟県/桐朋 山梨県/エール 長野県/インプレス、プロジェクトエイ 静岡県/週刊テレビ 愛知県/ディービーティー 三重県/アエル・ジャパン 滋賀県/バイサイドブランニング 京都府/日本広報企画 大阪府/アイル、学情、関西ぼど、クック広告社、サンデー広報、JS コーポレーション、泉州広告、大新社、ニワダニネットワークシステム 兵庫県/毎日ジャーナル 奈良県/人材ニュース 島根県/メリット 岡山県/ KG 情報、ティーアイシー 広島県/情報サービス 山口県/ビジネスアシスト 香川県/求人タイムス社 高知県/四国工芸 福岡県/アビリティ・キュー 熊本県/雇用促進事業会 鹿児島県/南日本出版 沖縄県/求人おきなわ、冒険王、ラジカル沖縄

●賛助会員 栃木県/オーパス・アドエージェンシー 東京都/アイデムコーポレーション、アド・トップ、ぐるなび、サンケイリビング新聞社、スカウト、スポーツインダストリー、ツナグ・ソリューションズ、トラスト・プラン、トレンドイノベーション、パフ、ピーアールサービス、プレシャスパートナーズ、ベルシステム24、リクルートコミュニケーションズ 神奈川県/イーライフ 福岡県/テレバイス

給与・固定残業確認シート



「固定残業代」「みなし残業代」「定額残業代」等を含んだ給与の書き方

例① 給与 / 月給 250,000 円以上 ※固定残業代（38,000 円、20 時間相当分）含む。20 時間超過分は別途支給。

例② 給与 / 月給 250,000 円以上（固定残業代含む） ※固定残業代は 20 時間分 38,000 円、時間超過分は追加支給

例③ 給与 / 月給 250,000 円以上（固定残業代 38,000 円含む） ※時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず 20 時間分を固定残業代として支給。20 時間を超える時間外労働は追加で支給。

※固定時間分の時間数および金額、更に固定残業時間を超える時間外労働については別途割増賃金を支払う旨表示してください。

●その他の表記例

| | |
|-------------------------------|--|
| 年齢や経験等により賃金が異なるなど固定残業代が変動する場合 | 給与 月給 260,000 円～ 320,000 円（年齢・経験による） ※固定残業手当 50,000 円～ 70,000 円、30 時間相当分含む。時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず 30 時間相当分を支給。30 時間を超える時間外労働は追加で支給。支給幅が年齢や経験によって変動する旨を併記するなど求職者に分かりやすいように表記してください。 |
| 固定残業代と営業手当を合算する場合 | 給与 月給 260,000 円以上（経験考慮） ※固定残業代 20 時間、35,000 円、営業手当一律 20,000 円含む。時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず 20 時間相当分を支給。20 時間を超えた場合は追加支給。金額が変動せず一律または定額で支払われる手当であればそれぞれについて表記してください。 |
| 「固定残業代」を「営業手当」と表記したい場合 | 給与 月給 280,000 円以上 ※固定残業代 30 時間、55,000 円を含む。固定残業代は「営業手当」として支給。時間外手当は 30 時間相当分を支給。30 時間を超える時間外労働は追加で支給。「営業手当」が実質「固定残業代」として支給される場合は、求職者に誤解を与えないよう表記ください。 |